

富里市スポーツ全国大会等出場奨励金交付基準

令和 5 年 3 月 2 3 日制定

1 趣旨

この基準は、アマチュアスポーツの普及奨励と競技水準の向上を図るため、世界大会及び全国大会等（以下「大会」という。）に出場する者又は団体に対し、その栄光を讃え、さらなる飛躍と本市スポーツ振興に寄与する期待を込めて奨励金を交付する指針を定める。

2 対象とする大会

(1) 国際大会

- ア オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会
- イ 世界選手権大会（ジュニア大会含む。）
- ウ アジア大会（ジュニア大会含む。）

(2) 全国大会

- ア 国民体育大会
- イ 国や地方公共団体が主催する選手権大会
- ウ 財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催する選手権大会

(3) その他、特に市長が認めたもの

3 交付対象者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内を活動の拠点として競技連盟等に登録しており、かつ活動している団体
- (3) その他、特に市長が認めた者及び団体

4 奨励金額

- (1) 大会ごとの奨励金額は別表のとおりとする。
- (2) 同一の者及び団体への奨励金の交付は、当該年度内につき 1 回を限度とする。

なお、大会の開催期間が年度を越える場合は、大会に係る奨励金の交付は、開催期間の初日に属する年度とする。

5 適用除外

次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しないこととする。

- (1) 県単位以上の予選、記録会又は選考会を経ずに出場する場合
- (2) 学生競技連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟及び小中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合
- (3) 大会に採用されていないレクリエーション・スポーツ等の種目に出場する場合
- (4) 競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される場合
- (5) プロスポーツ契約をしている者又はプロスポーツ登録団体である場合
- (6) スポーツ活動に当たり、企業等のスポンサー契約を締結している者又は団体である場合

6 奨励金の交付

教育委員会は、次の書類を整備、確認し奨励金を交付する。

- (1) 出場する大会要項の写し
- (2) 大会にエントリーされたことを明らかにする書類（団体においては、出場選手登録名簿）
- (3) 予選会、選考会等の大会要項及び結果の写し

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

大会名	個人	団体	
		19名（監督等を含む。）以下	20名（監督等を含む。）以上
オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会	100,000 円	—	—
世界選手権大会 （ジュニア大会を含む。）	50,000 円	—	—
アジア選手権大会 （ジュニア大会を含む。）	50,000 円	—	—
全国大会	20,000 円	100,000 円	150,000 円